

北九州市行財政改革有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 北九州市における行財政改革の推進にあたって、行財政全般にわたり幅広い見地からの意見を得るため、北九州市行財政改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、北九州市の行財政改革の推進に関する事項について意見・助言等を述べる。

(組織)

第3条 有識者会議の構成員は、7名程度とする。

2 専門事項等、特別な案件を検討するため必要があるときは、有識者会議に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

2 委員の任期は、依頼した日の属する年度の次年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該検討事項に関係ある者のうちから市長が依頼する。

(座長)

第5条 有識者会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 有識者会議は、市長が招集し、座長が議長となる。

2 有識者会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶 務)

第 7 条 有識者会議の庶務は、総務企画局都市経営戦略室において処理する。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は平成 2 3 年 8 月 1 0 日から施行する。